

北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護施行規則
の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場



北海道後期高齢者医療広域連合規則第12号

北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「事務局企画班」を「事務局総務班」に改める。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（様式の変更）

第21条 この規則に定める様式によりがたいときは、事務局長が別に定める様式を使用することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。